

# 三重県経営者協会「女性懇話会」会則

- 第 1 条（ 名 称 ） 当会は三重県経営者協会「女性懇話会」（以下「本会」と称す）と称す。
- 第 2 条（ 構 成 ） 本会の構成は三重県経営者協会会員会社の女性社員および役員等によって構成する。
- 第 3 条（ 目 的 ） 本会は会員共通の問題に関する情報・経験の交流、調査研究、そして相談や意見の交換により自己のネットワークを形成し、また、講義や見学を通じ能力の向上、業務の推進を行う。
- 第 4 条（ 事 務 局 ） 本会の事務は三重県経営者協会事務局が行なう。
- 第 5 条（ 事 業 ） 本会は第 3 条の目的を達成するために、次の事業を行なう。  
①総務、人事、労務、企画、営業等の実務に役立つ研修。  
（セミナー、講演会、講話）  
②企業視察や交流会の実施。  
③ワークライフバランス、ポジティブ・アクションの研修。  
④歴史文化、教養講座の開催。  
⑤経協対外活動の支援。  
⑥その他。
- 第 6 条（ 役 員 ） 本会に次の役員を置く。  
代 表 1 名（専務理事）  
副 代 表 若干名（事務局長）  
世 話 人 若干名  
事務担当 （経協事務員）
- 第 7 条（ 役 員 ） ①本会の代表及び副代表は経営者協会の役員及び事務局員より選任する。  
②世話人は会員の互選とする。例会時に 3 人を一組とし翌回、翌々回の世話人を決定する。
- 第 8 条（ 任 務 ） 代表は本会を代表し会務を統理する。  
副代表は代表を補佐し、代表事故ある時はその職務を代行する。  
事務担当は役員を補佐し事務等の処理をする。
- 第 9 条（ 任 期 ） 役員任期は 1 ヶ年とし再任を妨げない。  
補欠によりて就任した役員任期は前任者の在任期間とする。
- 第 10 条（顧問・客員） 本会に顧問および客員を置くことが出来る。  
顧問および客員は、本会に諮り代表が之を委嘱する。  
顧問は代表又は世話人の諮問に応じ意見を述べアドバイスを行う。  
客員は専門事項に参画する。
- 第 11 条（ 会 議 ） 本会の会議は例会、部会とする。  
例会は全員が参加して 1 年に 4 回以上開催し、臨時例会は随時開く。  
部会は随時開く。
- 第 12 条（ 経 費 ） 本会は経費の一部として会費年間 6,000 円を徴収する。  
会費に関する規定は別に定める。
- 第 13 条（ 特 例 ） 本会の施行に関し必要なる事項は代表が別に定める。
- 第 14 条（ 施 行 ） 本会則は平成 22 年 10 月 1 日より実施する。